

## 第4節

## 警察等における死因究明等の実施体制の充実

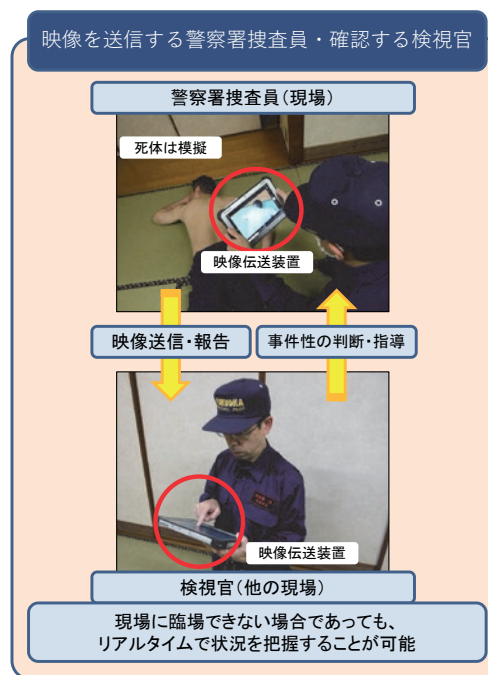
## 1 一層効果的かつ効率的な検視官の運用についての検討等

## 【施策番号 29】

警察においては、今後見込まれる死亡数の増加に対応すべく、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、警察署捜査員が現場の映像等を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができる映像伝送装置の整備・活用に努めている。

## 資2-4-1

## 警察の死体取扱業務における映像伝送装置の活用



出典：警察庁資料による

## 2 司法解剖及び死因・身元調査法に基づく解剖の委託経費に関する必要な見直し

## 【施策番号 30】

警察においては、毎年、刑事訴訟法第168条等の規定に基づく解剖（以下「司法解剖」という。）や調査法解剖の実施状況を踏まえながら、日本法医学会とも調整を行い、翌年度の解剖の委託経費について必要な見直しを行っている。

こうした見直しを踏まえ、令和4年度当初予算では、司法解剖に要する経費（2,221百万円）及び調査法解剖に要する経費（270百万円）を盛り込んだ。

## 資2-4-2 警察庁予算における司法解剖及び調査法解剖に要する経費の推移

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
司法解剖	2,041	2,092	2,200	2,259	2,221
調査法解剖	180	228	257	275	270

出典：警察庁資料による

### 3 必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等 【施策番号31】

警察においては、死体取扱業務において必要がある場合も含めて、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所における薬毒物の分析機器の更新や指定薬物等の鑑定用標準品の整備等を行うことで、その体制の整備を図っている。

各都道府県警察の科学捜査研究所におけるこれら分析機器等の整備状況等を踏まえ、令和3年度補正予算では、薬毒物の分析機器の更新に要する経費（202百万円）を、令和4年度当初予算では、鑑定用標準品の整備に要する経費（3百万円）を盛り込んだ。

## 資2-4-3 薬毒物鑑定にかかる分析機器



◆ 血液や尿中等に含まれる薬毒物や、飲食物等の中に含まれる毒物の鑑定に用いる。



◆ 揮発性の低い物質を高感度に検出・特定が可能であり、薬毒物鑑定に活用される。

出典：警察庁資料による

### 4 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会、法医学教室等との連携強化等

【施策番号32】

死因・身元調査法第5条の規定に基づく検査は、原則として、医師の協力を得て行われることから、警察においては、同検査を適切に実施するためにも、都道府県医師会等との

合同研修会等を開催するなどして、検視や死体調査に立ち会う医師との連携を強化するよう努めている。

令和3年中に警察が取り扱った死体17万3,220体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは16万2,959体（94.1%）であった。

**資2-4-4 警察における薬毒物検査の実施体数・実施率の推移**

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
死体取扱数	165,837	170,174	167,808	169,496	173,220
うち薬毒物検査実施体数（※）	144,275	149,276	151,787	157,985	162,959
実施率	87.0%	87.7%	90.5%	93.2%	94.1%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：警察庁資料による

## 5 死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係の強化・構築

### 【施策番号33】

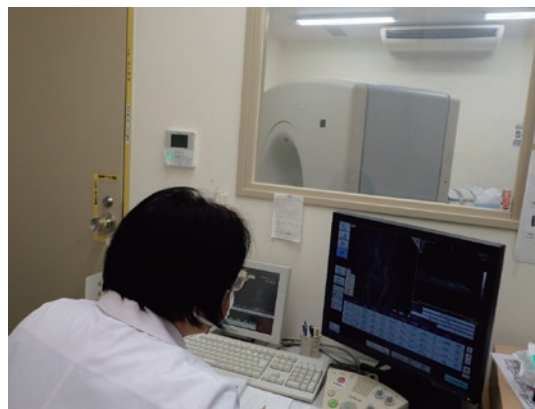
警察及び海上保安庁においては、取り扱った死体について、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施できるよう、死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の強化・構築に努めている。

警察庁においては、令和3年7月、日本医師会の主催により開催された都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会（仮称）」連絡協議会において、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死亡時画像診断の実施に協力を得られる病院等の確保について協力を依頼した。

なお、令和3年4月1日現在、都道府県警察において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は1,502機関、海上保安部等において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は255機関となっている。

また、令和3年中に警察が取り扱った死体17万3,220体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは1万6,534体（9.5%）、令和3年中に海上保安庁が取り扱った死体276体のうち、同条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは74体（26.8%）であった。

## 写真2-4-5-1 死亡時画像診断の実施状況



写真提供：警察庁

## 資2-4-5-2 警察における死亡時画像診断実施体数・実施率の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
死体取扱数	165,837	170,174	167,808	169,496	173,220
うち死亡時画像診断実施体数(※)	13,972	13,914	13,981	14,551	16,534
実施率	8.4%	8.2%	8.3%	8.6%	9.5%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限り。

出典：警察庁資料による

## 資2-4-5-3 海上保安庁における死亡時画像診断実施体数・実施率の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
死体取扱数	312	267	331	312	276
うち死亡時画像診断実施体数(※)	53	65	86	89	74
実施率	17.0%	24.3%	26.0%	28.5%	26.8%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限り。

出典：海上保安庁資料による

## 6 「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用

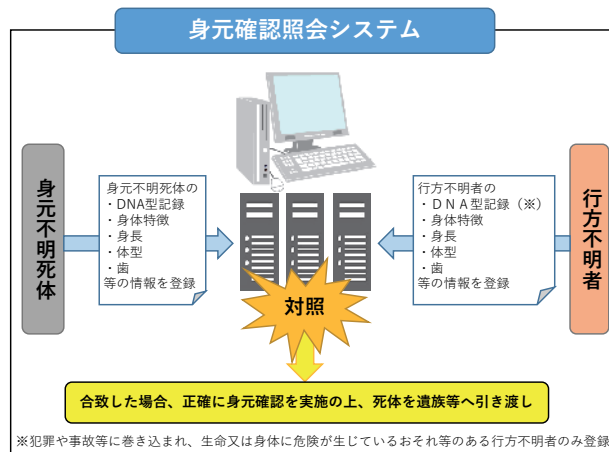
### 【施策番号34】

警察においては、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築し、以降、その適正かつ効果的な運用を図っている。

身元確認照会システムへの各情報の適切な登録、積極的な活用等により身元確認業務を推進したところ、令和3年中の身元不明死体の身元確認件数は191件であった。

なお、令和3年12月31日現在、DNA型データベースに登録している身元不明死体のDNA型記録は7,084件、特異行方不明者等のDNA型記録は7,619件であり、令和3年中に、DNA型データベースに登録された身元不明死体のDNA型記録が身元確認の端緒となった件数は69件であった。

#### 資2-4-6-1 身元確認照会システムの概要



出典：警察庁資料による

#### 資2-4-6-2 警察における身元不明死体の身元確認件数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
身元確認件数	307	267	175	205	191

出典：警察庁資料による

#### 資2-4-6-3 警察における身元不明死体票作成数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
身元不明死体票作成数	897	802	651	661	518

出典：警察庁資料による

## 7 身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等

【施策番号35】

警察においては、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう、各都道府県警察の科学捜査研究所の鑑定体制の整備を図っている。

令和4年度当初予算では、DNA型鑑定資機材の整備状況等を踏まえて、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定も含めたDNA型鑑定の推進に要する経費(3,385百万円)を盛り込んだ。

## 8 鑑識官の整備による検視等実施体制の充実

【施策番号36】

海上保安庁においては、全国の海上保安部署のうち死体取扱件数等が多い部署を中心に、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする鑑識官の増員を行うなどして、検視等の実施体制の充実を図っている。

なお、鑑識官の配置に当たっては、鑑識上級研修等を修了して検定に合格した者であり、かつ、法医学研修を修了したものの配置に努めている。

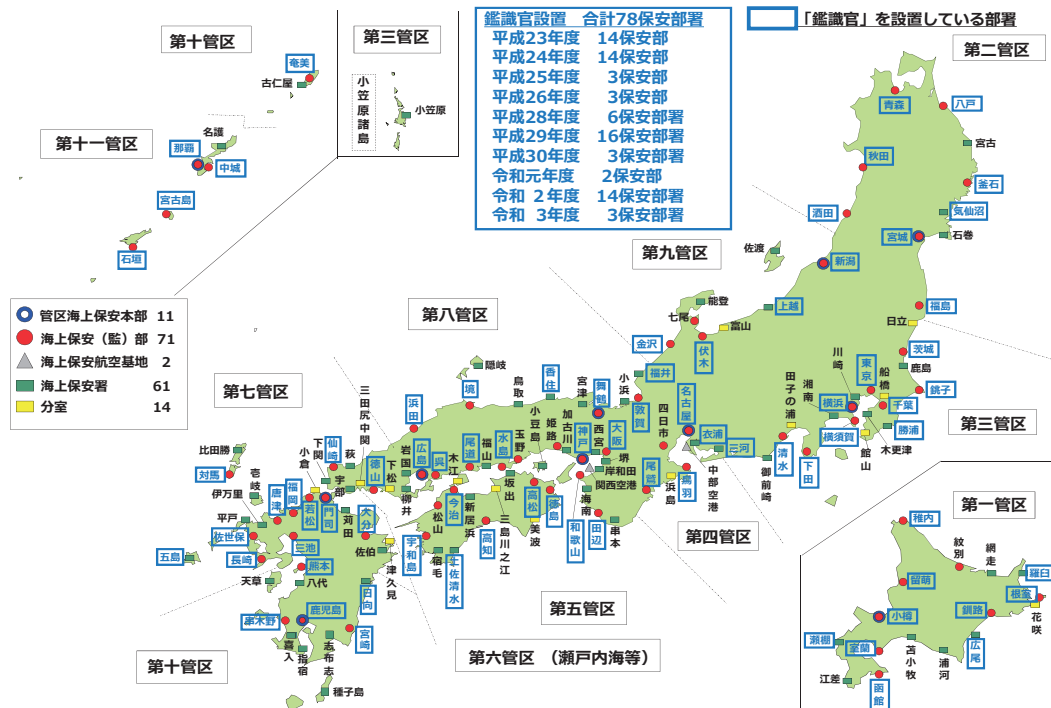
令和3年度は、海上保安部署3部署に鑑識官を増員しており、令和3年4月1日現在、全国の海上保安部署148部署のうち、78部署に鑑識官を配置している。

### 写真2-4-8-1 鑑識官等の活動の様子



写真提供：海上保安庁

資2-4-8-2 鑑識官の配置状況



出典：海上保安庁資料による

9 死体取扱業務に必要な知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充

【施策番号37】(再掲)

P36 【施策番号16】参照

10 海上保安庁における死体取扱業務に必要な資機材等の整備

【施策番号38】

海上保安庁においては、海上保安部署に、検視室、遺体保存用冷蔵庫等の死体取扱業務に必要な資機材等の整備を図っている。

令和3年度は、海上保安部署3部署に検視室及び遺体保存用冷蔵庫を整備するなどしており、令和4年3月31日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、84部署に検視室が、83部署に遺体保存用冷蔵庫が整備されている。

## 写真 2-4-10-1 海上保安部の検視室



写真提供：海上保安庁

## 写真 2-4-10-2 遺体保存用冷蔵庫



写真提供：海上保安庁

### 11 死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するための海上保安庁と都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の強化・構築

**【施策番号 39】**

海上保安庁においては、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するためには、検案を行う医師や大学の法医学教室等の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。



## 写真2-4-11 令和3年度管区刑事課長等会議の様子



写真提供：海上保安庁

## 12 身元不明死体に係る必要な遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築

【施策番号40】

海上保安庁においては、身元不明死体の身元確認を行う際に、遺伝子構造の検査を実施するには大学の法医学教室又は都道府県警察の協力が、歯牙の調査を実施するには歯科医師の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県歯科医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。

なお、令和3年中に海上保安庁が取り扱った死体276体のうち、遺伝子構造の検査が行われたものは25体（9%）、歯牙の調査が行われたものは17体（6%）であった。

## 写真2-4-12 歯科医師による歯牙調査の様子



写真提供：海上保安庁

## 7 警察庁指定広域技能指導官（検視部門）の運用

警察庁においては、全国的に見て検視部門における極めて卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を有する警察職員を、警察庁指定広域技能指導官として指定している。これらの職員は、その専門的技能等を活かして、検視官等を養成するための全国的な研修の講師を務めるほか、都道府県警察の枠組みを越えた死体取扱業務に関する助言や指導を行うなどしている。

濱田指導官 [千葉県警察本部刑事部捜査第一課]

令和3年4月に警察庁指定広域技能指導官に指定されました。大変光栄に思います。

現在は、千葉県内で一線署の捜査員に対する検視業務の指揮・判断や指導・研修のほか、警察大学校や管区警察学校、他県警察の捜査員等に対する研修を実施する機会もいただいています。

死体取扱業務は、警察官が行う業務の中でもかなり専門性の高い分野であり、また、精神的にも肉体的にも負担の大きい業務という印象もあります。

犯罪死見逃し防止と亡くなった方の死因究明を進めるために、必要となる基本的な知識、技術やその責務について、これから活躍する若手捜査員等に伝えることで、今後の実務能力の向上や適正な検視業務の推進に役立ってくれれば…と考えています。



松島指導官 [前福岡県警察本部刑事部捜査第一課・現福岡県飯塚警察署地域管理官]

警察官は御遺体や現場の状況等を入念に観察し、犯罪性の有無を判断します。検視官はこの分野の専門家であり、捜査経験が豊富かつ警察大学校における法医学の講義等を受講した者が任命されます。御遺体に関係する様々な現場において非常に難しい判断を求められるため、全国の検視官等は日々、薄氷を踏む思いで現場に臨んでいます。全国の犯罪死の見逃し防止に万全を期すため、私は広域技能指導官として、新任検視官や将来の検視官候補者を対象に警察大学校や管区警察学校等で自身の経験や全国の教訓事例を伝えています。また、海上保安官等、御遺体を取り扱うことのある他官庁の方々にも講義する機会をいただいております。警察官以外の職員のレベルアップや更なる連携の強化にも努めています。

